

○ 豚熱予防注射の実施 【告示】	目次	岡山県公報	
		発行 岡山県	
	畜産課	担当課（室）	
			目次
			担当課（室）

令和3年4月15日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第二百五十六号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚熱の発生を予防するための注射を受けるよう命ずる。

令和三年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 実施の目的

豚熱の発生を予防するため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししで、その所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和三年四月十九日から令和四年三月三十一日まで

五 注射の方法

豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射